

社会福祉法人一誠福社会 役員報酬総額・支給基準

I、役員報酬総額（定款 第 23 条）

1、役員報酬総額（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

22,800,000円以内

II、役員報酬支給基準（各役職一人当たりの支給基準）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1、理事長（専従）     | 役員報酬総額の 80%以内 |
| 2、理事長（非専従）    | 役員報酬総額の 30%以内 |
| 3、業務執行理事（専従）  | 役員報酬総額の 40%以内 |
| 4、業務執行理事（非専従） | 支給しない         |
| 5、理事（専従）      | 役員報酬総額の 25%以内 |
| 6、理事（非専従）     | 支給しない         |
| 7、監事（専従）      | 役員報酬総額の 15%以内 |
| 8、監事（非専従）     | 支給しない         |